

山形広域環境事務組合財務規則

〔昭和49年4月
共衛規則第8号〕

改正 平成4年3月共衛規則第9号 平成7年3月山広環規則第6号
平成13年3月山広環規則第4号 平成17年3月山広環規則第1号
平成25年4月山広環規則第3号 平成26年3月山広環規則第5号
平成27年山広環規則第4号 平成30年11月山広環規則第4号

山形広域環境事務組合の財務処理に関する事項については、山形市財務規則（昭和45年山形市規則第8号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と、「財政部長」とあるのは「事務局長」と、「各課等の長」とあるのは「管理課長及び施設課長」と、「管財課長」とあるのは「管理課長」と、「市民相談課長」とあるのは「管理課長」と、「ごみ減量推進課長」とあるのは「施設課長、会計担当参事、立谷川リサイクルセンター所長、エネルギー回収施設（立谷川）所長及びエネルギー回収施設（川口）所長（廃棄物の処理手数料の徴収事務に限る。）」と、「会計課長」とあるのは「会計担当参事」と読み替えるものとする。

（平7規則6、平13規則4、平17規則1、平25規則3、平26規則5、平27規則4、平30規則4・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成4年3月改正）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月改正）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月改正）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年3月改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月改正)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月改正)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。